

新発田市定額減税補足給付金（不足額給付）対象確認フローチャート

令和7年（2025年）度個人住民税が新発田市で課税・非課税決定されている。

※原則として令和7年（2025年）1月1日時点で、新発田市に住民票がある方について課税・非課税決定します。

はい

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割の定額減税前の税額がどちらも0円である。

【確認方法の例】

令和6年分所得税：令和6年分の源泉徴収票もしくは確定申告書

令和6年度住民税：令和6年度市民税・県民税・森林環境税税額決定通知書

いいえ

令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割において、定額減税しきれない額が1円以上発生している。

【確認方法の例】

令和6年分所得税：令和6年分の源泉徴収票もしくは確定申告書

令和6年度住民税：令和6年度市民税・県民税・森林環境税税額決定通知書

はい

いいえ

【対象外】

定額減税しきれているため対象外です

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税の控除不足額を足した額（1万円未満は切り上げ）は、当初調整給付金より少ない。

※当初調整給付金は、定額減税を十分に受けられない方々へ、所得税の推計および個人住民税を基に算出した額を令和6年に給付しています。

はい

いいえ

【対象外】

当初調整給付金から不足額が発生していないため対象外です。

令和6年1月2日以降に新発田市へ転入した

いいえ

はい

公金受取口座の登録がある、または新発田市で当初調整給付金を申請した際に口座情報を提出した。

はい

いいえ

裏面 A

対象となります

裏面 B

対象となります

裏面 C

対象となる可能性があります

いいえ

【対象外】

令和7年1月1日時点で住民票があった自治体にお問い合わせください。

はい

令和5年12月から実施した「住民税非課税（均等割のみ課税）世帯への給付」、または令和6年6月から実施した「新たに住民税非課税化（均等割のみ課税）給付」の世帯主や世帯員として対象となった。

いいえ

はい

【対象外】

上記給付金の対象世帯であったため対象外です。

令和5年、6年ともに以下のいずれかに当てはまる。

- ・青色事業専従者
- ・事業専従者（白色）
- ・合計所得金額が48万円を超える

はい

いいえ

【対象外】

扶養親族として定額減税の対象となっている等の理由により対象外です。

令和6年1月2日以降に新発田市へ転入した、または令和7年1月1日で専従主が別の自治体に住んでいる。

いいえ

はい

裏面 D

対象となります

裏面 E

対象となる可能性があります

新発田市 定額減税補足給付金（不足額給付）のご案内

1 当初調整給付(令和 6 年)の支給額に不足が生じる方

【対象となりうる例】(納税義務者の合計所得金額が 1,805 万円超は対象外)

- ・退職等により、令和 5 年中の所得に比べ令和 6 年中の所得が減少した方
- ・子どもの出生等で、扶養親族が令和 6 年中に増加した方
- ・当初調整給付金の支給後に修正申告等により、令和 6 年度個人住民税所得割が減少した方

【給付額】

本来給付すべき金額(令和 7 年に計算した控除不足額)から令和 6 年に支給された当初調整給付額を引いた額

【申請方法】

A

公金受取口座の登録がある方や昨年度調整給付金受給に際し口座情報の提供をした方

8月上旬頃に「支給のお知らせ」を送付します。案内到着後の手続きは不要です。

※内容の更正が必要な場合や受取口座の変更、または受給の辞退をする場合は、別途手続きが必要です。

B

公金受取口座の登録がない方や調整給付金を受給していない方

8月上旬頃に「支給確認書」を送付します。確認書の到着後、口座情報等の記入及び必要書類を添付の上、新発田市へ送付してください。

C

令和 6 年 1 月 2 日から令和 6 年 12 月 31 日までに、新発田市へ転入した方で

①公金受取口座等の登録がある方→「支給のお知らせ」を送付します。案内到着後の手続きは不要です。

※内容の更正が必要な場合や受取口座の変更、または受給の辞退をする場合は、別途手続きが必要です。

②公金受取口座等の登録がない方→8月下旬頃に「支給確認書」を送付します。確認書の到着後、口座情報等の記入及び必要書類を添付の上、新発田市へ送付してください。

2 専従者・合計所得金額48万円超で諸要件に該当する方

【対象】以下の①～④にすべて該当する方

- ①令和 6 年分所得税と令和 6 年度個人住民税所得割のどちらも、定額減税前の税額が 0 円の方
- ②青色専従者、事業専従者(白色)、合計所得金額 48 万円超のいずれかに該当する
- ③世帯主や世帯員が令和 5、6 年度に実施した低所得世帯向け給付の対象ではなかった
- ④当初調整給付金の対象でなかった

【給付額】

1人あたり原則 4 万円

※¹令和 6 年 1 月 1 日時点で国外居住者であった場合は 3 万円

※²令和 5 年分申告で誰かの扶養親族となっていたが令和 6 年分申告では誰かの扶養親族となっていない場合や、令和 5 年分申告では専従者となっていたが令和 6 年分申告では専従者となっていない場合などは各個人の状況を踏まえて給付額が変更になる場合があります。

【申請方法】

D

令和 6 年度個人住民税が新発田市で課税・非課税決定されている方

8月下旬頃に「支給のお知らせ」または「支給確認書」を送付します。「支給確認書」が届いた場合は、内容を確認し返送してください。「支給のお知らせ」が届いた場合の手続きは不要です。

E

令和 6 年度個人住民税が新発田市で課税・非課税決定されていない方

8月下旬頃に「支給のお知らせ」または「支給確認書」を送付します。「支給確認書」が届いた場合は、内容を確認し返送してください。「支給のお知らせ」が届いた場合の手続きは不要です。

※フローチャートの A～E に該当し、給付金の支給対象に該当すると思われる方で、新発田市から通知が届かない場合、新発田市へお問い合わせください。